

【新規】「稲敷市環境基本計画」の一部の概要

計画名	稲敷市環境基本計画の一部（R3.3策定）		
提出機関名	稲敷市	対象地域	稲敷市全域
メイン課題	水質改善、貯留・涵養、水量、インフラ		
計画概要	水質改善や森林保全による「水環境の保全」等を推進することで「生活環境の保全」を目指し、計画全体では各種施策の実施により「水と緑の豊かな自然をみんなで守り未来につなげるまち 稲四季(いなしき)」を目指す。		
計画の特徴	霞ヶ浦は市民や来訪者にとっての憩いの場であり、生物にとっても重要な環境であるが、一部では水質が環境基準を超過しており、水質改善が課題。そのため、流域市町村と連携しつつ、水質の改善を推進。その他、河川流量や地下水揚水量の調査なども行いつつ、水循環の保全を推進。		



計画対象地域（稲敷市全域）

【実施体制】		稲敷市（計画策定主体）	
地方公共団体	都道府県	-	○計画体系 環境像 水と緑の豊かな自然をみんなで守り未来につなげるまち 稲四季(いなしき) 基本方針 1 生活環境の保全 → 安全で快適な生活環境の保全、水環境の保全、流域水循環計画該当箇所 基本方針 2 自然環境の保全 → 自然環境への理解の促進、自然環境の保全 基本方針 3 景観・文化資源の保全 → 自然景観の保全・活用、文化資源の保全・活用 基本方針 4 地球温暖化対策の推進 → エネルギーの効率的な利用推進、再生可能エネルギーの導入促進 基本方針 5 資源循環の推進 → ごみの発生抑制等の促進、廃棄物の適正処理 基本方針 6 環境教育の推進 → 環境学習の推進と人材育成、環境情報発信と環境意識向上 基本方針 7 環境活動への参加の促進 → 環境保全活動の拡大と推進、参加・参画しやすい環境整備
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
	国の地方支分部局	-	
	有識者	○	
事業者	○	○推進体制 本計画の主体は、市民・市民団体、事業者、行政。 行政（稲敷市）【役割】環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施します。 事業者【役割】環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施します。 市民・市民団体【役割】環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。	
団体（NPOなど）	○		
住民	○		
その他（ ）	-		

○進行管理

計画はPDCAサイクルに従って推進。実施状況について、年次報告書を市環境審議会に報告し、審議会での意見を必要に応じて翌年度の取組内容へ範囲